



平成 22 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社横河ブリッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 吉 田 明
(コード番号 5911 東証第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 佐々木 保隆
(T E L 03-3453-4111)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の
取得の取り止めに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 27 日にお知らせいたしましたとおり、平成 22 年 9 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得の具体的方法について決議し、本日 (平成 22 年 9 月 28 日) 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において、平成 22 年 9 月 27 日の終値 540 円で買付けの委託を行うこととし、東京証券取引所に届け出ましたが、当該買付価格については、買付日が配当落の期日に当たる場合は基準値段 (注) を用いるものとされていることが判明しましたことから、本日の自己株式立会外買付取引による自己株式の取得を取り止めることといたしました。

なお、自己株式の取得につきましては、今後、改めて検討を行い、実施してまいります。

(注) 基準値段の算出

東京証券取引所における株券の売買については、1 日に変動する値幅の限度 (以下「制限値幅」といいます。) 及び当該制限値幅の基準となる値段 (以下「基準値段」といいます。) を定めており、配当落とす期日における基準値段は、以下の式により算出した値段とされております。

基準値段 = 配当付最終値 - 配当金額

以 上